

2号認定・3号認定の保護者の皆様

香芝市長 吉田 弘明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための  
保育所等の登所・登園自粛の要請及び保育料等の取扱いについて

平素は香芝市就学前教育保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染に関する報道が連日され、中和保健所管内におきましても、新型コロナウイルスの感染者が確認されました。また、隣接している大阪府内でも感染者が急増している状況ですので、これまで以上に警戒を強めなければならない局面にきております。

保育所等におきましても感染拡大防止という観点から、登所・登園の自粛をお願い致します。保育料や育児休業について、下記のとおり取扱いますので、登所・登園の自粛への協力をお願いいたします。

なお、保育料の減免が実施されるのは、新型コロナウイルス感染症防止に係る期間のみとなります。通常は、保育所等に在籍されている期間中に長期欠席された場合でも減免等の措置はありません。ご了承ください。

記

1. 登所・登園の自粛を要請する期間

令和2年4月1日～4月30日

2. 保育料日割り計算の対象者

上記の期間中に保育所等を休まれた方(土曜日含む)

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

3. 保育料の計算方法

4月の保育料=月額保育料÷25日×出席日数

(例) 4月分保育料月額 36,000 円・出席日数10日 の場合

36,000 円÷25 日×10 日=14,400 円

4. 保育料の返還方法

いったん保育料全額をお納めいただき、4月の利用状況を確認した後に差額を還付します。

還付の時期・方法は後日お知らせします。

※給食費等の取扱いについては、公立施設は香芝市、私立施設は各園にお問い合わせください。

## 5. 育児休業の取扱いについて

4月入所の場合は4月中の職場復帰をお願いしていましたが、登所・登園自粛に伴い、職場復帰は5月でも可とします。

育児休業を5月まで延長される場合は、5月中の復職が分かる勤務等証明書を5月20日までに園に提出してください。

## 6. 求職活動の取扱いについて

4月入所の場合は4月中の就職決定をお願いしていましたが、登所・登園自粛に伴い、求職活動期間を5月末まで延長します。就職が決まり次第、勤務等証明書を園に提出してください。

また、4月中に仕事が決まらず、5月末まで求職活動を延長した方は、4月中の活動状況等を書いた申立書を5月に提出していただきます。

## 7. その他

### ①5月以降の取扱いについて

現時点では、登所・登園自粛要請は4月1日から4月30日までですので、保育料の日割り・育児休業等の取扱いも4月1日から4月30日までとなります。状況が変わり5月以降も自粛要請を行う場合は改めてお知らせします。

### ②自粛期間中は保育所等の利用について

自粛期間中であっても、保育が必要な場合は保育所等を利用していただいても構いません。

香芝市教育委員会事務局 子ども課  
〒639-0292  
奈良県香芝市本町1397番地  
Tel:0745-44-3336(直通)  
Fax:0745-78-9150